第4期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 平成28年7月13日(水)午前9時30分から10時50分
- 2 場所 区役所 庁議室
- 3 出席委員 高橋委員、金杉委員、森山委員、松澤委員、的野委員、市川委員、田中委員、北川委員、河合委員、安部井委員、鈴木委員、澤委員、林委員、村塚委員、古畑委員、山形委員、田中委員、岩田委員、石野委員、出口委員、藤巻委員

石田安良、石村安良、田日安良、D

(以上21名)

※欠席委員 栗原委員

- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料 ①資料1 練馬区障害者地域自立支援協議会委員名簿 (第4期)
 - ②資料2 練馬区障害者地域自立支援協議会区職員出席者名簿
 - ③資料3 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱
 - ④資料4 第4期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制
 - ⑤資料5 各委員より
 - ⑥資料6 障害者の住まい方に関する調査について
 - ⑦資料7 障害者虐待への対応状況について

○障害者施策推進課長

定刻になりましたが、まだお見えになっていない委員がおりますので、 区からの報告を先にさせていただきます。

○事務局

それでは、順番が前後になりますが、障害者の住まい方に関する調査についてご報告をさせていただきます。資料の6をご用意ください

障害者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、暮らしの基盤となる住まいの確保が大事であり、障害者の個々の状況によって、グループホームをはじめ、いろいろな居住の場の充実が必要となります。そこで、グループホームへの入居など、障害者自身やご家族の将来の住まい方へのニーズを把握した上で、今後の施策の展開の参考とするために、今回の調査を実施するものでございます。

つぎに、調査の概要について説明いたします。対象者は区内の在住の知的障害者、精神障害者、身体障害者、および難病患者約 8,000 人を予定してございます。調査の方法は、調査票を郵送し、回答を返送していただく予定でございます。

調査項目は、約25項目を予定しておりまして、主な内容としましては5つございます。一つは障害者手帳の所持など、障害者ご本人の状況に関すること、2番目、家族との同居の状況など現在の住まいの状況に関すること、3番目、将来のどのような住まいをご希望されているかということ、4

番目、今お住まいになっている在宅で生活をしている上でご希望されるサービス等に関すること、5番目、グループホームの入居を希望する際に重視することなどについてお伺いをする予定でございます。

第 3 期の自立支援協議会にご参画いただいた委員の皆さまにつきましては、前回 3 月に出させていただいた資料と一部変更しているところがございます。1 点目は、年齢要件につきまして、当初 18 歳から 65 歳までを予定しておりましたが、障害者の高齢化に関する問題ですとか、住まい方に関するさまざまなご意見をいただくという観点から、年齢要件を今回はずさせていただきました。また、今回は調査票の案をつけさせていただきます。知的障害者の方につきましては、分かりやすい調査票を別途作成する予定です。なお、調査票につきましては、これからご意見を頂戴したうえで変更する可能性もありますので、お取り扱いについてはご注意ください。今後、8 月頃から調査票を発送させていただき、2 月ごろに調査報告をまとめて、こちらの自立支援協議会にもご報告する予定です。

事務局からは以上になります。よろしくお願いいたします。

○障害者施策推進課長

ご意見につきましては、この後、自立支援協議会でお伺いしたいと思います。

では、あらためまして、第4期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会を開催いたします。本日、会長、副会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます、練馬区障害者施策推進課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、初めに開催方法についてご説明いたします。会議は年 3 回の開催といたしまして、会長が招集いたします。会議の公開につきまして、公開の会議とし、一般区民の傍聴を可能とするものです。ただし、傍聴人による発言、録音、撮影については認められません。

次に、会議録の公開につきましてご説明をさせていただきます。会議中の発言は録音させていただき、会議録は公開いたします。恐れ入りますが、ご発言の際には、お近くのマイクをご利用いただき、所属とお名前からご発言をお願いいたします。会議録作成後、各委員に確認をしていただいた上で、区ホームページに公開をいたします。なお、公開に際しましては、発言者の個人は特定できないようにいたします。

以上が、練馬区障害者地域自立支援協議会の開催方法でございます。

また、本日は机上に委嘱状を配布させていただいております。委嘱状を もちまして、第 4 期練馬区障害者地域自立支援協議会の委員の委嘱とさせ ていただきますので、ご了承をお願いいたします。

では続きまして、開会に当たりまして、福祉部長からごあいさつを申し上げます。

○福祉部長

皆さん、おはようございます。第 4 期の自立支援協議会の開会に当たり

まして、一言だけごあいさつを申し上げます。

まず自己紹介から申し上げます。私はこの 4 月に福祉部にまいりました。 前職は防災などを担当しております危機管理室長でございます。ここに出 席されている委員の皆さまの中には、もう既に別の機会にお会いしている 方も大勢いらっしゃいますけれども、初めての方もいらっしゃいます。こ れからよろしくお願い申し上げます。

この自立支援協議会は、平成20年2月に第1期第1回が開かれましてから、昨年度まで3期にわたりまして、障害者の地域生活に係る課題について、皆様にご議論をいただいてきました。活発なご議論をいただいたおかげで、区の障害者政策に、さまざま反映させていただいて、多くの成果が得られたということでございます。本当にお世話になりました。

平成 24 年度には、この協議会が法定化されまして、制度的にもこの協議会に期待される役割というのがますます大きくなっております。

これから皆様と一緒に運営していく第 4 期の自立支援協議会におきましては、地域生活支援拠点の区における整備でございますとか、現行の障害福祉計画の進捗状況の確認、そして次期の障害福祉計画の策定などにつきまして、ご協議をいただくという予定でございます。

最近の障害施策の動きを見ますと、ご案内のように障害者差別解消法がこの 4 月に施行されてございます。また、障害者総合支援法、児童福祉法が改正され、平成 30 年には新たな障害サービスが始まると聞いてございます。区といたしましては、今後の国や都の動向を注視しながら、また皆さまと情報の共有を図りながら、今後の区の障害施策を進めていきたいと考えてございます。引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、このたびは大変お忙しい中、自立支援協議会の委員をお引き受けいただいたことにつきまして、あらためまして御礼を申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○障害者施策推進課長

それでは、委員の皆さまから、一言ずつ自己紹介をお願いいたします。 (委員、自己紹介)

○障害者施策推進課長

ありがとうございました。続きまして、庁内の内部委員と事務局の職員 のご紹介をいたします。

(庁内内部職員、事務局職員、自己紹介)

○障害者施策推進課長

以上で、職員紹介は終了させていただきます。

続きまして、会長の選任および副会長の指名を行います。資料 3、練馬 区障害者地域自立支援協議会設置要綱の第 3 条第 3 項に、会長は委員の互 選により学識経験者から選出し、副会長は会長が指名する、とあります。 会長は、前回協議会で会長をしていただいた高橋委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(一同拍手)

○障害者施策推進課長

ありがとうございます。ご異論がないということですので、高橋委員に会長をお願いしたいと思います。次に副会長の選任ですが、会長に選任をされました高橋委員より、副会長のご指名をお願いいたします。

○会長

それでは金杉先生にお願いするということで、よろしくお願いします。 (一同拍手)

○障害者施策推進課長

それでは、会長と副会長に一言ずつごあいさつをいただきまして、進行 を会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副会長

副会長を務めさせていただきます。2 期目ということなので、前回はあまり慣れなかったのですけれど、今回は少し勉強して、いろいろ意見を言えるようだったら言っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○会長

それでは一言ごあいさつ申し上げます。4月か5月、経済財政諮問会議という、日本の司令塔のような役割をしているところに、厚生労働大臣が資料を出しました。これから地域共生型社会を進めるんだ、と経済財政諮問会議の文脈で言うと、かなり異色の提案を厚生労働省がいたしまして、これから縦割りではなくて、丸ごとでやるという、そういう表現のものは、ああいう場で資料を出したのは多分初めてだと思います。資料として、富山の「このゆびとまーれ」という高齢者と障害者と子どもが一緒に通うデイサービスが資料に出ました。富山方式で大変有名ですが、始まったときは、縦割りに染まった行政がじゃまをし続けていたのです。特区制度でそれがさまざまな制度的なシェア措置ができるようになった。縦割りの行政をできるだけ横割りにするというのは、行政ではなくて、実は地域からはじまったのです。

先ほど住まいのお話がございました。高齢者の住まいに関する議論は、随分たくさんありますが、障害者の住まいの議論はあまりない。地域で生活することを支える仕組みをどうつくったらいいか、少なくとも大都市東京では難しい、という固定観念があるのです。ですが、ここで自立支援協議会と、とりわけ地域生活支援センターのご活動をずっと拝見しておりますと、まさにそういう理念に向けて積み上げがどんどん進んでいる気がして、私もここで大変勉強させていただいているのです。

福祉政策の基になりますのは公費財源ですが、消費税の繰り延べにより、 さまざまな影響が出る可能性があります。もちろん、消費者としては税金 が安いほうがいいのですが、社会保障や社会福祉というのはやっぱり税金で支えられている部分が大変大きい。ここの役割はまさに施策と地域の活動を結びながら、本当の地域で暮らすことを実現するためのいろいろな議論をする場ということです。

全体会は年3回程度ですが、地域生活支援センターベースにいろいろな 分科会が活動しております。これが実りのあるものにつながるような、そ ういう議論を全体会ですることが役割だと思っておりますので、ぜひ引き 続き委員の皆さまの積極的なご発言をいただきながら、運営をさせていた だければと思っています。一言ちょっと長めのごあいさつで大変恐縮でご ざいますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、議題 6 ということで、練馬区障害者地域自立支援協議会の役割等について、皆様と確認をしていく必要のある事項でございますので、 事務局より説明をよろしくお願いをいたします。

○事務局

地域自立支援協議会は、障害者総合支援法の第 89 条の第 1 項に基づいて設置をされるものでございます。こちらの協議会につきましては、全体会と専門部会、大きく 2 つで構成されております。

まず、全体会についてご説明をさせていただきます。全体会は障害当事者、サービス提供事業者、相談支援事業者、就労福祉、教育関係者、学識経験者など 22 名で構成するものでございます。地域関係者と連携をして情報の共有を行うと共に、専門部会の報告をいただいて、個別事例などから見えてくる地域の課題を抽出し、地域の実情に応じた体制の整備等について協議をする場というものでございます。年 3 回の開催を予定しているものでございます。

全体会の委員の皆さまにおかれましては、専門部会への参加もできます。 専門部会については、テーマ等に応じて専門部会から参加依頼を全体委員 の皆さまにさせていただく予定でございます。

専門部会は、地域生活・高齢期支援部会、相談支援部会、地域移行支援 部会、権利擁護部会の4つを設置してございます。

第4期において、地域自立支援協議会で協議する事項は5つございます。一つは相談支援ネットワークの推進、相談支援体制の整備に関すること、2つ目、障害者計画および障害福祉計画の進捗状況の把握、確認に関すること、3番目、障害者虐待防止に係るネットワークの構築および障害者の権利擁護に関すること、4番目、高齢期を迎える障害者の支援および地域の障害者を支援する取組に関すること、5番目、障害者の地域移行および地域定着支援に関することでございます。また、地域課題の解決のための体制整備のご提案も、協議会でご議論をいただければと考えております。

続いて、4つの専門部会について簡単にご説明させていただきます。

一つ目の権利擁護部会では、障害者虐待防止に係るネットワークの構築に関すること、障害者の権利擁護の推進に関する協議をさせていただく予

定でございます。障害の理解とともに、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた具体的な取組についても、今後議論をさせていただく予定でございます。

2 番目、地域生活・高齢期支援部会では、障害者の高齢化や重度化、親亡き後に備えて、障害者等の生活を地域全体で支えるための支援について検討していただく部会でございます。今後予定されている地域生活支援拠点の整備に向けて、地域で生活するための必要な支援、課題等について協議をしていただく部会でもあります。

続きまして、相談支援部会では、相談支援ネットワークの推進と、相談 支援の体制整備に関する協議を行います。サービス等利用計画ですとか、 個別の支援ケースの事例から、練馬区の実情に沿った機能的な相談支援ネ ットワークの在り方について協議をしていただくという予定でございます。

4番目、地域移行部会では障害者の地域移行、施設ですとか入院から退院をして地域で生活するための支援に関する協議を行っていただくところでございます。障害者が地域で暮らすためには、住まいの問題等も出てきてございます。住まいに関する支援についての協議もしていただく予定です。部会の概要については、以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長

今のご説明について、ご質問等ございますでしょうか。

○委員

私は初めての参加ですが、専門部会の開催の頻度を教えてください。また、それぞれの専門部会の扱う範囲は、ずっと一緒だったのでしょうか。 その辺のところお聞かせいただけませんでしょうか。

○事務局

自立支援協議会の全体会の中の議論の中で、その期ごと課題が変わってきている部分がございます。法制度の改正などもございますので、その都度専門部会が取り扱う範囲、専門部会のあり方についても見直しをさせていただいております。第3期の協議会については、発達障害の部会がありました。発達障害の課題について協議をしていただいたところで、一定課題が見えてきましたので、今後は区の施策として検討するために、区のほうで発達障害支援に関する連絡会を設けました。

頻度については、特に決めていないのですが、第3期では全体会の1カ 月ほど前に専門部会を開催し、専門部会も年3回程度開催している状況で ございます。

○委員

ありがとうございます。もう一つ、この自立支援協議会の意見書について検索しましたら、平成 24 年の意見書が一番新しいものでした。意見書の公開について、私ども今回就任した委員は、一番新しい意見書も含めて拝見できるのでしょうか。専門部会の成果を見直してみたいと思いますので、お聞きしたわけでございます。以上です。

○会長

今までの実績については、直接資料提供していただくということで、それで在り方についてはまたこの協議会で議論するテーマかと思いますが、 それでよろしゅうございましょうか。

○委員

はい。

○会長

ありがとうございました。他になければ次の議題ということでよろしゅうございましょうか。事前に事務局から委員の皆さまにお願いをして、いろいろな側面で障害者施策の課題等お考えのことを、意見を頂戴しております。多様なご意見を頂戴しているようでございますけれども、これにつきまして、ご発言をお願いします。

○委員

特別支援学校3年生における練馬区立施設を利用するまでの流れとか、就労準備状況アセスメントの流れについて補足説明させていただきます。

現在、高等部 3 年生の生徒が、練馬区立の施設を利用するには、サービスごと、就労移行継続 B 型、生活介護ごとに、希望する実習先を第 3 希望まで記載して申し込みます。区で調整していただいて、実習をするのですが、自分の希望しないところで実習をするケースがあります。実習後に、卒業後に利用希望する施設を、第 3 希望まで記載して申し込みをします。その調整結果が 1 月に通知されます。自分でサービスを選択して契約する自立支援の流れからいうと、少し昔の流れのままやっている感じがします。

また、学校を卒業して就労継続 B 型を利用するためには、アセスメントが必要です。アセスメントは、本来本人や家族が希望したり必要だからやるものなのですけども、練馬区の場合はなるべくご家族の負担のないように、実習と一緒にセットで実施しています。それが、保護者からすると、すごくやらされている感があり、負担になっているようです。本来は各家庭で希望してやるのですが、区とか学校から言われたからやっている感じがあります。このアセスメントは、練馬区が多分他に先駆けて4年ほど前に始めたので、やり方を検討していただきたいなと思い、意見を載せさせてもらいました。以上です。

○会長

ありがとうございました。いろんな利用をしながら、積み上げて、それぞれの場で整理をしなければいけないという、そういうご提言でございます。個々のご本人の願いをどう実現していくかというのに関わりますので、現状の評価に即したご提言をいただいたと理解しておりますので、また議論の機会があったらいいというふうに思っております。いかがでございましょうか。

皆様のご意見は、政策の根幹に関わるご提言に類するものと、自立支援協議会の議論を実効性のあるものにしていくためのご提言もございます。

事務局と相談して、少し方向の整理をする必要もあろうかと思いますが、 なおこれに付け加えてご発言のある方、お願いします。

○委員

今期、相談支援部会の事務局を務めさせていただきます。第 3 期からの引き継ぎ課題に、障害児支援からの切れ目のない支援というのがあります。やはり高等部を卒業後に社会人になるところが、一番断絶してしまうところです。制度としても、学校を中心とした生活から地域に広がっていくところで、とても大切な、主体的に自分の生活を選ぶということを始める時期での支援になります。ぜひこの辺の課題については、相談支援部会の中で協議していきたいと考えています。

○会長

はい、ありがとうございました。他に何か。

○委員

本校に通学している肢体不自由の児童は生活介護の施設を利用することが多いです。希望する施設は第3希望まで書いて申し込むのですが、現在はバスルートで施設が決まることが多いようです。実習自体の意味について、保護者から意見を寄せられている現状があります。また、3日間の実習は担任が付き添っていますが、施設によっては職員との引き継ぎができないこともあります。実習のあり方等についても、少しどこかで議論する機会があると良いと思っております。以上です。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでございますか。

○委員

18 歳から 20 歳まで、この期間に、何か切れてしまうんです。例えばお金のことでは、年金をいただくのは 20 歳から。そこまでは両親が面倒を見なきゃいけない。そして、また訓練等も 18 歳以上は駄目と切られてしまう。このライフスタイルというか、ライフステージが、なぜ 18 歳で一度途切れてしまうのか。18 歳以上の障害者にも生活しやすい、そういう方策というか施策をお願いしたいと思います。以上です。

○会長

非常に制度の原則に関わる課題でございます。制度と制度のはざまの話はいろんなかたちで議論になっております。例えば教育と地域の連携、医療と介護の関係、医療と福祉の関係など、色々なところで課題となっております。現場でできること、行政の施策の工夫でできること、制度そのものを何とかしなければならないこと等、いろいろなレベルがありますので、そこを整理しながら、協議会において、ご意見を忌憚なく出しながら議論ができると良いと思います。

今の議論について、事務局のほうで何かありますか。

○障害者施策推進課長

ご意見については、承っていきたいと考えてございます。協議会には専

門部会が 4 つ設置されております。その中で、例えば地域生活を支えるため具体的な取組を議論する部会などもございます。部会で、しっかり議論を深めていき、ご意見を伺いながら、施策のほうにも反映させていきたいと考えてございます。

○会長

それでは、自立支援協議会の在り方についての議論はこれで一区切りということでございますが、各専門部会の委員構成については、事務局一任ということでよろしいですか。

それでは、先ほど、障害者の住まい方についての調査のご説明をいただいておりました。委員の皆さまからご意見をお願いします。

○委員

障害者の住まいは、これからの自立、これから親亡き、あるいは親ある うちの自立を考えるときに、非常に重要なテーマであり、この調査は重要 だと思います。

調査方法について、アンケートということで決めておられますが、この種の調査は、私どもが見ても答えるのが非常に難儀であり、質問が難しいです。しかも本人が回答するというのが原則になっております。補助が付いてもいいということは書いてございますけども、なぜ面接にしなかったのかということが第1点。それから8,000名の障害者の方々を対象にしているということですが、障害者別の内訳を聞かせていただきたい、これが第2点でございます。以上です。

○事務局

面接もできれば良かったのですけれども、今回は、できるだけ幅広く、 多くの方からご意見を頂戴したいという趣旨で調査方法を組ませていただいております。今回は、書面での調査になりますので、分かりにくい項目 等についても、ご意見をいただきたいと思います。

調査対象者として、知的障害者、精神障害者、身体障害者、難病患者について、それぞれ約 2,000 名を予定しております。こちらにつきましては、統計学上必要な調査数を把握した上で、障害者基礎調査での回答率も踏まえて、必要な調査数として出させていただいているところでございます。

○会長

よろしゅうございましょうか。またこれはまだ、最終的な議論でいろいる工夫の余地があれば工夫をしていただくということかと思います。

アンケートというのは、なかなか難しいのですが、一方で、できるだけ 広く浅く取った上で、いろんなやり方があります。

例えば和光市は、一応アンケートを出して、未回収のところに訪問調査をするというやり方をしております。高齢者を対象とした調査では、未回収の方に調査をかけることが、潜在的な課題を発見するのに非常に有効。というのは、一方で、地域ケア会議側と連動しているため、そういうやり方ができるんです。練馬区はなにせ人口が多いので、技術的な困難は相当

ありますので、そこら辺をどうするかはまた事務局のほうでご検討いただくということかと思います。

○障害者施策推進課長

皆様からいただいたご意見を踏まえまして、出来ることについては直していきたいと考えてございます。今日ではなくても、事務局のほうに、ぜひご意見をお寄せいただきたいと思います。

○委員

アンケートの内容について、7 ページから 8 ページまで、住まいの希望についてということで、丸が 1 つと書いてあります。私ども健常の者でも、5 年先 10 年先 20 年先はなかなか予測がつかないこともあります。5 年先ぐらいまでは 1 つ付けられると思うんですが、10 年 20 年先果たして 1 つ付けられるのかどうかという、そういう不安がございます。

もう 1 点、グループホームの入居について、入居したいと回答した方だけがお答えください、と限定になっておりますけども、10 年先 20 年先ひょっとしたらいろいろな制度、それから地域の社会支援のようなものが整って、入居できるような状況になったときのことを想定すると、限定して書くのではなくて、私たちが求めるいろんな住まいの場ということで、意見が書けるような欄が 1 つあればいいなと思いました。

それから 13 ページの設問 25 が、全員が答える項目です。その前の段階で、グループホームの入居については、回答する方を限定していますので、ここだけ表現方法を変えて、全員が答えることが分かりやすくなっていればいいなと思いました。

○障害者施策推進課長

ご意見承りましたので、そちらのほうも含めまして検討したいと考えて ございます。

○委員

全員が回答する項目に、主たる生計維持者、最も収入が多い方の年収に 関する項目があります。こう書いてあるということは、結局、世帯で見て いるという印象が否めないと思います。後で個人の収入に関する項目が出 てきますけれども、やはり家族、世帯として見ているということになると、 親とか主たる介護者、そういうところの負担というか、そういうところに もかかっているという印象がありますけれど、ここはどうでしょうか。

○事務局

基本は、障害者ご本人について、親亡き後ですとか、そういうときに、地域で生活していくということが重要でございますので、まずご本人に対して収入などをお伺いしているところです。生計維持者に関する項目につきましては、補足調査的なところがございます。今後施策を考えていく上で、これからグループホームに入ろうとしている方について、世帯全体として今はどういう状況にあるのかというのを、参考としてお伺いさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。いろいろご検討をいただけたらと思います。 住まいというのは、ハードとしての住まいと同時に、地域生活という、仲間づくりとかそういう居場所を含めた住まい方との関係もあります。そういうものをどう豊かにするかということが非常に重要かと思います。

それでは、この件はまた事務局のほうに直接ご意見をいただくということでよろしいかと思います。

本日は障害者虐待の対応状況についてというテーマを予定しておりましたが、時間の関係で、これは次回ご説明をいただくということで、今日の 議題はこれで終了します。

○事務局

専門部会のご希望につきましては、ご意向をお伺いさせていただきます ので、ご回答をお願いいたします。

また、住まい方の調査についても、事務局にご意見をお寄せください。 次回の日程ですが、11 月ごろを予定しております。正式な日程について は、会長とご相談させていただいた上で、委員の皆さまにご連絡をさせて いただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○会長

それでは、第 4 期第 1 回の自立支援協議会をこれで終了いたします。引き続きよろしくお願いいたします。